

侵略的な外来種、特定外来生物等の取扱いについて

現在のところ尾鷲市及び紀北町グループ森林管理が管理するグループ森林において、侵略的な外来種や特定外来生物等は確認されていないが、それらの取扱いに関しては下記の点に留意する。

- ◆ 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（外来生物法）を遵守する。
- ◆ 外来生物法で定められている「特定外来生物」および「要注意外来生物」のリストを完備する。
- ◆ 侵略的な外来種、特定外来生物あるいは要注意外来生物と思われる生物を発見した際は、関係機関に報告を行い、行政の指導のもと対策を講じる。また、その内容を別紙「外来生物／希少野生動植物に関する記録」により記録保管するとともに、グループマネージャーに速やかに報告する。
- ◆ 種の特定は非常に専門的であるので、関係機関に報告の上、行政や大学の専門家、地域の有識者の指導を仰ぐ。

【関係機関】

- ・ 三重県 環境森林部 自然環境室 野生生物グループ
〒514-8570 三重県 津市 広明町 13 番地
電話 059-224-2578 FAX 059-224-2070
メールアドレス shizenk@pref.mie.jp
- ・ 三重県 尾鷲農林水産商工環境事務所 森林・林業室 林業振興課
〒519-3695 三重県 尾鷲市 坂場西町 1 番 1 号
電話 0597-23-3500 FAX 0597-23-0841
メールアドレス onokan@pref.mie.jp
- ・ 環境省自然環境局野生生物課
電話 03-3581-3351